

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の申請等）</p> <p>第二条 法第十条第二項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ〜ル（略）</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（登録の申請等）</p> <p>第二条 法第十条第二項の動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第五号までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第五号までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ〜ル（略）</p>

<p>ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。）</p> <p>ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。以下同じ。）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けすることができる。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（犬猫等健康安全計画の記載事項）</p> <p>第二条の二 法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の基準）</p> <p>第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）</p>	<p>ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）</p> <p>ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（登録の基準）</p> <p>第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）</p>
--	--

を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。

）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。

四（略）

五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によつて、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

六・七（略）

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号に定める内容に適合していること。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。

）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

四（略）

五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ 営もうとする動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によつて、営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

六・七（略）

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一〇八（略）

九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他の動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。

二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。

三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になつた犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

（第一種動物取扱業の登録の更新）

第四条（略）

一〇八（略）

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

（登録の更新）

第四条（略）

2 二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であつて、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があつた場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4 第二条第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあつては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二二（略）

2 二以上の動物取扱業の登録を受けている者であつて、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があつた場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4 第二条第五項から第九項までの規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（変更の届出）

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあつては様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 法第十四条第一項の環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一・二二（略）

3～6 (略)

7 法第十四条第三項の届出は、様式七の二による届出書を提出して行うものとする。

(第一種動物取扱業者の廃業等の届出)

第六条 (略)

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所での営業をする場合にあつては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一 第一種動物取扱業者の氏名(法人にあつては名称)

二 (略)

三 登録に係る第一種動物取扱業者の種別

四～六 (略)

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

3～6 (略)

(廃業等の届出)

第六条 (略)

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所での営業をする場合にあつては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一 動物取扱業者の氏名(法人にあつては名称)

二 (略)

三 登録に係る動物取扱業者の種別

四～六 (略)

(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇三（略）

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

五 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ〜ヘ（略）

ト 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物に係るおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ（略）

リ ちに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ〜ワ（略）

カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合に

一〇三（略）

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

五 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあつては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ〜ヘ（略）

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物に係るおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ（略）

リ ちに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ〜ワ（略）

カ 生産地等

あつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合に
あつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

ヨソ (略)

六 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

七 (略)

八 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

イ二 (略)

ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物に係るおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

ヘ又 (略)

九 (略)

十 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。競りあ

ヨソ (略)

六 (略)

七 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。

イ二 (略)

ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物に係るおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

ヘ又 (略)

八 (略)

九 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第七号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受

つせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二條の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

十一 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たつては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たつては、あらかじめ、その相手方が法第二十六條第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。

十二 (略)

(販売に際しての情報提供の方法等)

第八條の二 法第二十一條の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一條の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 品種等の名称

け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

十 (略)

- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつて

は当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)

十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)

十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(動物取扱責任者の選任)

第九条 (略)

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通ずるものとする。

2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知

(動物取扱責任者の選任)

第九条 (略)

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している動物取扱業者に通知するものとする。

2 前項の規定による開催の通知を受けた動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別

事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一・二 (略)

三 次に掲げる項目について受けさせること。

イ〜ハ (略)

ニ イから八までに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け)

第十条の二 法第二十二條の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該犬猫等の品種等の名称

二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

三 当該犬猫等の生年月日(輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

四 当該犬猫等を所有するに至つた日

五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者

に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一・二 (略)

三 次に掲げる項目について受けさせること。

イ〜ハ (略)

ニ イから八までに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること。

- の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日
- 七 当該犬猫等の販売又は引渡しの手方方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 八 当該犬猫等の販売又は引渡しの手方方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- 九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名
- 十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- 十一 当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
- 十二 当該犬猫等の死亡の原因
- 2 法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならぬ。
- 3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。
- 4 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

(犬猫等の個体に関する届出)

第十条の三 法第二十二條の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十二條の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十二條の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たつては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二條の六第三項の規定による命令は、様式第十の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四條の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。)(の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。))とする。

2 法第二十四條の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

<p>一 大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数 三</p>	<p>二 中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。）の合計数 十</p>	<p>三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十</p>	<p>四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十</p>	<p>3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p>	<p>一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合</p>	<p>二 警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合</p>	<p>三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合</p>	<p>四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）（第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づき動物検疫所の業務に伴</p>
--	--	---	--	---	--	---	---	--

-
- つて動物の取扱いをする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十二 国の職員が少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第四条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いを
-

する場合

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(チからルまでにあつては、これらの施設を設置している場合に限る。)

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場

チ 排水設備

リ 洗浄設備

又 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備(屋外設備を除く。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要

と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業の開始年月日

二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であつて、第十条の五第三項各号に掲げる数を下回らないもの

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときは、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であつて、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の届出)

第十条の八 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 譲渡業者(届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。)にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制

の内容

二 譲渡業者にあつては、譲渡しに当たつて、飼養又は保管をして
いる間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について
、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明
書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受
け取つた疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場
合には、これも併せて交付すること。

三 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする
動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行わ
れるように、貸出しに当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動
物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制
の内容

四 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大
臣が定める細目を遵守すること。

(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証
明書)

第十一条 法第二十四条第二項(法第二十四条の四において読み替え

(動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第十一条 法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二のとお

て準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 (略)

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。

三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみそなどの衛生動物が発生していること。

四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。

五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

りとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 (略)

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法第七条、家畜伝染病予防法第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

五 (略)

六 税関職員が関税法第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

七 (略)

八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

五 (略)

六 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

七 (略)

八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

<p>九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p>
<p>(許可の有効期間)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>(許可の有効期間)</p> <p>第十四条 (略)</p>
<p>(飼養又は保管の許可の申請)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(飼養又は保管の許可の申請)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>四 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類(第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。)</p> <p>五 特定飼養施設の保守点検に係る計画</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 法第二十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定動物の管理責任者</p>	<p>4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定動物の主な取扱者</p>

<p>5 } 9 (略)</p> <p>(飼養又は保管の廃止の届出)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保</p> <p>ロ 殺処分(イを行うことが困難な場合であつて、自らの責任においてこれを行う場合に限る。)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置の変更であつて、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>5 } 9 (略)</p> <p>(飼養又は保管の廃止の届出)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定動物の管理責任者

2 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

(特定動物に係る立入検査の身分証明書)

第二十一条 (略)

(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合

二 引取りを繰り返し求められた場合

三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定動物の主な取扱者

2 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

(特定動物に係る立入検査の身分証明書)

第二十一条 (略)

る指示に従っていない場合

- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 (略)

別表(第三条第一項関係)

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
(略)	(略)

様式第一

様式第一別記

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
(略)	(略)

様式第一

様式第一別記

様式第一別記二（犬猫等健康安全計画）	
様式第二	様式第二
様式第三	様式第三
様式第四	様式第四
様式第五	様式第五
様式第六	様式第六
様式第六の二（犬猫等販売業を営もうとする場合の変更の届出）	
様式第七	様式第七
様式第七の二（犬猫等販売業を辞めようとする場合の届出）	
様式第八	様式第八
様式第九	様式第九
様式第十	様式第十
様式第十一	様式第十一
様式第十一の二（犬猫個体数届出）	
様式第十一の三（検案書等の提出命令書）	
様式第十一の四（第二種動物取扱業の届出）	
様式第十一の四別記（飼養管理方法）	
様式第十一の五（第二種動物取扱業の変更の届出）	
様式第十一の六（第二種動物取扱業の変更の事後届出）	
様式第十一の七（飼養施設を廃止した場合の届出）	
様式第十一の八（廃業等の届出）	
様式第十二	様式第十二
様式第十四	様式第十四

様式第十八

様式第十九

附則様式（犬猫等販売業者を営んでいる場合の届出）

様式第十八

様式第十九